

やまがた地鶏商標登録マーク使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成21年2月20日付け登録第5204930号で商標登録されたやまがた地鶏マーク（以下「本商標」という。）を適正かつ効果的に活用することにより、やまがた地鶏の銘柄確立及び一層の普及を図るため、本商標の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(やまがた地鶏の定義)

第2条 やまがた地鶏とは、山形県が保有する赤笹系シャモの雄と名古屋種の雌の交雑鶏を父鶏とし、横斑プリマスロック種を母鶏として、地鶏肉の日本農林規格（地鶏肉の特定JAS規格）の基準を満たす方法で生産された肉用鶏のことをいう。

(商標権)

第3条 本商標は、別記1に掲げるものとする。色彩は、原則として白、赤、黒及び金色による多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

- 2 本商標の商標権は、山形県が所有する。
- 3 本商標は、無断で使用してはならない。
- 4 本商標と誤認される類似の文字及び図形によるマークの使用、又は商標登録の出願をしてはならない。

(本商標の使用できる対象)

第4条 本商標を使用できるものは、別記2に掲げる指定商品及び指定役務とする。

(使用の許可)

第5条 本商標の使用を希望する者は、やまがた地鶏商標登録マーク使用許可申請書（別紙様式第1号）を山形県知事あて提出しなければならない。

- 2 山形県は、内容を審査の上、適当であると認められる場合は、これを許可し、やまがた地鶏商標登録マーク使用許可証（別紙様式第2号）を交付するものとする。
ただし、山形県は、本商標の使用許可に際し、必要に応じて条件を付すことができるものとし、また、許可証の交付を受けた者がこの要領に違反した場合には、是正のための措置を命ずるほか使用許可を取り消すことができる。

(使用許可申請の省略)

第6条 国、地方公共団体及びやまがた地鶏振興協議会が本商標の使用目的に沿った普及活動を行う場合には、第5条の規定による手続きを省略し、本商標を使用する

ことができるものとする。

- 2 前項の規定によりやまがた地鶏振興協議会になされた許可は、会員に対してもなされたものとみなすこととする。

(本商標の権限)

第7条 第5条及び第6条の規定により本商標の使用の許可を受けた者(第6条第2項の規定により許可されたものとみなされる会員を含む。)は、無償で本商標を使用できるものとする(以下この権限を「使用権限」という。)

- 2 使用権限を有する者は、関係法規を遵守するとともに、本商標の機能を損なう又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- 3 使用権限を有する者は、他人にこの権限を譲渡することはできない。

(本商標の表示条件及び表示方法)

第8条 本商標は、第4条に規定する商品及び役務でなければ表示してはならない。

- 2 本商標は、前項に規定される商品及び当該商品を収容する容器又は包装紙(以下「商品等」という。)に表示することができる。その場合、シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。
- 3 本商標は、使用権限を有する者がやまがた地鶏の普及啓蒙及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺に表示することができる。
- 4 本商標は、使用権限を有する者が第4条に規定する商品の販売を行う場合に限り、ホームページ上で行う広告宣伝に表示することができる。

(事故、苦情の処理)

第9条 本商標を使用した商品等又は役務に係る事故、苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合には、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

- 2 前項に規定する事故等については、速やかに山形県に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する事故等については、山形県はその責を負わないものとする。

(調査及び報告)

第10条 山形県は、本商標の使用権限を有する者に対し、その使用に関し必要と認められる場合には、本商標に係る商品等又は役務内容を閲覧し、若しくは提出を求め、若しくは立入り等の調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

- 2 本商標の使用権限を有する者は、山形県から求められた場合には、その使用実態の報告を行わなければならない。

(担当部課)

第11条 本商標使用許可に関する事務は、農林水産部畜産課において処理する。

2 この要領に基づき知事に提出する書類及び知事が通知又は交付する書類については、総合支庁農業振興課を経由するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本商標の使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、山形県知事が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

この改正された要領は、平成21年4月1日から施行する。

この改正された要領は、平成21年7月31日から施行する。

別記 1

やまがた地鶏マーク



登録商標

別記 2

指定商品及び指定役務

- 山形県産の鶏肉、山形県産の鶏卵、山形県産の鶏肉製品、山形県産の加工鶏卵
- 山形県産地鶏に関する広告
- 山形県産地鶏を取り扱うホテルの事業の管理
- 山形県産地鶏を使用した飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
- 山形県産地鶏の鶏肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
- 山形県産地鶏の加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

(別紙様式第1号)

やまがた地鶏商標登録マーク使用許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

住 所

やまがた地鶏商標登録マークの使用に当たり、やまがた地鶏商標登録マーク使用管理要領(平成 年 月 日制定)の規定に基づき、使用許可を申請します。

記

- 1 目的
- 2 使用対象(鶏肉、広告物等)
- 3 使用形態(商品等へのシール貼付、包装資材への直接印刷、ポスター表示等)
- 4 年間使用計画数量
- 5 業種・業態(生産者、精肉店、商社等)
- 6 問合せ先
 - (1) 住所(郵便番号)
 - (2) 担当者名(所属名)
 - (3) 電話・ファクシミリ
 - (4) E-mailアドレス

※記入上の留意事項

- 1 様式内に記載が困難な場合は、「別紙」として添付する。
- 2 広告物及び宣伝資材での使用については、デザイン(案)を添付する。

(別紙様式第2号)

やまがた地鶏商標登録マーク使用許可証

年 月 日

(申請者氏名) 様

山形県知事

印

年 月 日付けで使用許可申請のあった商標登録マークについては、下記のとおり許可する。

記

1 使用許可番号：

第 号

2 使用対象